

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注) 2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注) 3. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況等について

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和7年3月期	令和8年3月期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	131,072	146,617
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,935	3,913
うち、利益剰余金の額	127,443	142,893
うち、外部流出予定額(△)	154	152
うち、上記以外に該当するものの額	△151	△36
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,133	3,882
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,133	3,882
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	134,206	150,500
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	74	267
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	74	267
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	29
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	74	296
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	134,131	150,203
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	740,766	786,536
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	42,772	40,440
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	783,538	826,977
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.11%	18.16%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◎自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

種 類	発行体	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
普通出資	大阪厚生信用金庫	3,913百万円

2. 定量的な開示事項

◎自己資本の充実度

令和8年3月期の当金庫の自己資本比率は18.16%で国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っているものと評価しております。

当金庫では、自己資本が潜在損失への備えであることを踏まえるとともに、経営の健全性を十分確保するため、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させております。

なお、将来の自己資本充実策は、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進と適切なリスク管理を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策としております。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和7年3月期		令和8年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	740,766	29,630	786,536	31,461
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	732,388	29,295	776,947	31,077
ソブリン向け	641	25	696	27
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	58,470	2,338	76,675	3,067
└ 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	300	12	631	25
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	201,550	8,062	182,645	7,305
└ 特定貸付債権向け	12,738	509	11,078	443
中堅中小企業等向け及び個人向け	538	21	919	36
└ トランザクター向け	107	4	104	4
不動産関連向け	330,058	13,202	333,150	13,326
└ 自己居住用不動産等向け	208	8	147	5
└ 賃貸用不動産向け	195,276	7,811	201,525	8,061
└ 事業用不動産関連向け	117,143	4,685	117,240	4,689
└ その他不動産関連向け	2,191	87	2,512	100
└ ADC向け	15,238	609	11,724	468
劣後債権及びその他資本性証券等	1	0	2	0
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	33,594	1,343	38,427	1,537
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-
取立未済手形	42	1	41	1
信用保証協会等による保証付	172	6	191	7
株式等	43,584	1,743	75,917	3,036
上記以外	63,732	2,549	68,280	2,731
└ 重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
└ 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
└ 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,609	224	5,941	237
└ 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	7,575	303	9,457	378
└ 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
└ 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
└ 上記以外のエクスポージャー	50,547	2,021	52,839	2,113
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,263	330	9,521	380
└ ルック・スルー方式	8,263	330	9,521	380
└ マンデート方式	-	-	-	-
└ 蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
└ 蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
└ フォールバック式方式(1250%)	-	-	-	-
④未決済取引	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	115	4	67	2
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	42,772	1,710	40,440	1,617
└ BI	28,515	-	26,960	-
└ BIC	3,421	-	3,235	-
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	783,538	31,341	826,977	33,079

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、我が国の中央政府及び中央銀行、外国の中央政府及び中央銀行、国際決済銀行等、我が国の地方公共団体、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
6. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

リスク管理の方針及び手続の概要	
信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。 信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しております。そして、乱数を用いたモンテカルロシミュレーション手法を活用して、信用リスクの計量化を図っております。 以上、一連の信用リスク管理の状況については、総合リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会、融資会議に報告するなど経営陣に対し報告する態勢を整備しております。 償却、引当については、「資産の自己査定基準」及び「償却及び引当金計上規程」に基づき算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。	

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関	
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。 ・株式会社格付投資情報センター(R&I) ・株式会社日本格付研究所(JCR) 等	

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期
製 造 業		12,801	12,345	3,029	2,943	4,706	3,705	-	-	1,161	1,069
農 業 、 林 業		150	150	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業		46,776	51,352	45,378	49,856	-	-	-	-	1,735	3,354
電気・ガス・熱供給・水道業		26,825	24,079	16,402	13,158	10,115	10,613	-	-	1,469	1,361
情 報 通 信 業		5,634	5,318	3	102	4,509	4,509	-	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業		4,215	7,479	1,413	1,661	2,003	5,018	-	-	241	200
卸 売 業 、 小 売 業		16,808	19,259	13,973	16,133	2,004	2,004	-	-	546	597
金 融 業 、 保 険 業		333,783	409,554	58,963	55,329	110,867	131,490	-	-	570	97
不 動 産 業		443,737	422,184	428,557	407,151	2,002	2,002	-	-	10,199	12,007
物 品 賃 貸 業		142	7	142	7	-	-	-	-	-	6
学術研究、専門・技術サービス業		80	170	80	170	-	-	-	-	13	12
宿 泊 業		28,057	28,785	28,057	28,785	-	-	-	-	4,231	3,310
飲 食 業		2,960	3,709	2,960	3,709	-	-	-	-	180	333
生活関連サービス業、娯楽業		71,253	61,580	70,626	60,851	-	-	-	-	9,730	6,912
教 育 、 学 習 支 援 業		598	833	598	833	-	-	-	-	111	107
医 療 、 福 祉		10,393	10,340	10,393	10,340	-	-	-	-	2,781	4,845
そ の 他 の サ ー ビ ス		23,448	30,975	23,448	30,975	-	-	-	-	2,013	783
国・地方公共団体等		622,421	494,254	3	3	30,220	23,519	-	-	-	-
個 人		22,234	21,280	22,234	21,280	-	-	-	-	23	20
そ の 他		84,825	93,652	3,622	4,367	11,681	10,675	1,797	1,904	-	-
業 種 別 合 計		1,757,150	1,697,313	729,889	707,660	178,112	193,540	1,797	1,904	35,010	35,021
1 年 以 下		106,776	243,456	57,794	68,451	37,324	66,396	-	-		
1 年 超 3 年 以 下		251,600	220,065	61,003	40,495	80,597	81,569	-	-		
3 年 超 5 年 以 下		112,757	73,204	47,149	44,706	40,608	28,497	-	-		
5 年 超 7 年 以 下		26,390	20,396	18,990	13,996	3,400	2,400	-	-		
7 年 超 1 0 年 以 下		33,303	34,442	31,803	33,442	500	-	-	-		
1 0 年 超		491,618	485,175	488,618	482,175	2,000	2,000	-	-		
期間の定めのないもの		734,703	620,572	24,530	24,392	13,681	12,675	1,797	1,904		
残 存 期 間 別 合 計		1,757,150	1,697,313	729,889	707,660	178,112	193,540	1,797	1,904		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の一部又は全部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和7年3月期	3,542	3,133	-	3,542	3,133
	令和8年3月期	3,133	3,882	-	3,133	3,882
個別貸倒引当金	令和7年3月期	7,738	6,677	192	7,546	6,677
	令和8年3月期	6,677	6,563	146	6,530	6,563
合 計	令和7年3月期	11,281	9,810	192	11,089	9,810
	令和8年3月期	9,810	10,446	146	9,663	10,446

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
					目的使用		その他					
	令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期
製造業	680	165	165	98	-	-	680	165	165	98	-	-
建設業	468	443	443	609	-	-	468	443	443	609	-	1,549
電気・ガス・熱供給・水道業	884	633	633	1,747	-	-	884	633	633	1,747	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-
卸売業、小売業	235	56	56	44	6	-	228	56	56	44	-	-
金融業、保険業	144	197	197	67	-	-	144	197	197	67	-	-
不動産業	2,932	1,757	1,757	1,737	81	35	2,851	1,722	1,757	1,737	268	23
宿泊業	1,238	762	762	518	-	111	1,238	651	762	518	-	20
飲食業	20	43	43	53	-	-	20	43	43	53	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	389	2,136	2,136	791	-	-	389	2,136	2,136	791	-	-
教育、学習支援業	15	6	6	14	-	-	15	6	6	14	-	-
医療、福祉	313	248	248	785	-	-	313	248	248	785	-	54
その他のサービス	415	226	226	96	103	-	311	226	226	96	-	-
個人	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-
合計	7,738	6,677	6,677	6,563	192	146	7,546	6,530	6,677	6,563	268	1,647

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト 区分	令和7年3月期				令和8年3月期			
	CCF・信用リスク削減効果前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び信相当額の 合計額(CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び信相当額の 合計額(CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	942,471	2,486	78.105	944,171	900,164	543	0.846	899,800
40%～70%	194,860	201,791	10.017	193,008	218,382	190,131	10.018	216,143
75%	78,599	11,295	10.043	77,173	75,746	14,170	10.023	74,539
80%	3,006	-	-	3,006	2,004	-	-	2,004
85%	76,756	770	26.425	71,951	66,018	764	25.618	63,419
90%～100%	172,815	204	11.879	159,188	157,775	245	11.842	145,751
105%～130%	133,006	6,688	10.000	128,543	107,707	5,967	10.000	104,448
150%	33,832	10	93.024	32,893	40,148	10	92.240	38,848
250%	41,712	1	100.000	41,714	51,589	-	-	51,589
400%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,677,060	223,249	10.839	1,651,651	1,619,539	211,833	10.057	1,596,546

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年3月期					
現金	8,990	-	8,990	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	597,739	-	597,739	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,272	-	4,272	-	92	2%
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	26,505	31	26,505	-	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	2,822	-	2,822	-	549	19%
国際開発銀行向け	8	-	8	-	-	0%
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	9	-	-	-	0%
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	255,301	1,937	255,301	1,937	58,470	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,002	-	1,002	-	300	30%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	254,358	7,700	236,613	891	201,550	85%
特定貸付債権向け	12,339	6,688	11,654	668	12,738	103%
中堅中小企業等向け及び個人向け	847	213,461	593	270	538	62%
トランザクター向け	-	202,134	-	265	107	41%
不動産関連向け	453,623	-	443,692	-	330,058	74%
自己居住用不動産等向け	643	-	639	-	208	33%
賃貸用不動産向け	313,805	-	309,516	-	195,276	63%
事業用不動産関連向け	124,729	-	119,580	-	117,143	98%
その他不動産関連向け	3,738	-	3,653	-	2,191	60%
A D C 向け	10,706	-	10,302	-	15,238	148%
劣後債権及びその他資本性証券等	1	-	1	-	1	92%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	26,886	98	26,296	9	33,594	128%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	210	-	210	-	42	20%
信用保証協会等による保証付	3,778	9	3,778	0	172	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	41,712	1	41,712	1	43,584	104%
合計					668,655	

	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和 8 年 3 月期					
現金	10,031	-	10,031	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	473,097	-	473,097	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	3,316	-	3,316	-	118	4%
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	23,004	36	23,004	-	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	2,925	-	2,925	-	577	20%
国際開発銀行向け	10	-	10	-	-	0%
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	9	-	-	-	0%
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	332,146	-	332,146	-	76,675	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,103	-	2,103	-	631	30%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	234,015	7,010	220,289	815	182,645	83%
特定貸付債権向け	10,220	5,967	9,686	596	11,078	108%
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,318	204,668	1,100	259	919	68%
トランザクター向け	-	190,472	-	256	104	41%
不動産関連向け	455,769	-	446,219	-	333,150	75%
自己居住用不動産等向け	512	-	509	-	147	29%
賃貸用不動産向け	316,874	-	312,741	-	201,525	64%
事業用不動産関連向け	125,885	-	120,963	-	117,240	97%
その他不動産関連向け	4,245	-	4,188	-	2,512	60%
A D C 向け	8,251	-	7,816	-	11,724	150%
劣後債権及びその他資本性証券等	2	-	2	-	2	118%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	28,572	97	27,988	9	38,427	137%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	205	-	205	-	41	20%
信用保証協会等による保証付	3,533	9	3,533	0	191	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	51,589	-	51,589	-	75,917	147%
合計					708,667	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)です。
 2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(単位：百万円)

	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
令和7年3月期																
現金	8,990	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	597,739	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	3,954	-	-	209	-	-	-	-	-	-	-	-	102	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	26,505	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	2,814	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-
国際開発銀行向け	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	199,917	-	50,226	-	-	-	187	-	-	2,887	-	3,004	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	1,002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	17,943	-	1,102	-	-	-	-	-	-	19,392	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	265	-	-	-	-
トラザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	265	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	321	95	19,550	-	18,422	-	27	-	87,350	49	-	65,684	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	321	95	26	-	-	-	27	-	-	49	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	19,523	-	18,422	-	-	-	87,350	-	-	62,030	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,653	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	843	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	210	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	2,058	1,720	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	639,257	1,720	-	221,416	95	70,878	-	18,422	-	215	-	87,615	23,284	-	68,688	-

	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
令和7年3月期																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,990
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	597,739
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4,272
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26,505
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,822
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,001	7	-	-	-	-	5	-	-	-	-	0	-	-	-	257,238
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,002
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	294	3,006	72,142	-	-	122,241	-	-	-	1,383	-	-	-	-	237,505
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	10,940	-	-	-	1,383	-	-	-	-	12,323
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	598	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	863
トラザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	265
不動産関連向け	25,989	76,000	-	-	31,192	-	429	44,084	57,037	-	-	17,455	-	-	-	443,692
自己居住用不動産等向け	118	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	639
賃貸用不動産向け	-	76,000	-	-	-	-	-	44,084	-	-	-	2,103	-	-	-	309,516
事業用不動産関連向け	25,871	-	-	-	31,192	-	-	-	57,037	-	-	5,479	-	-	-	119,580
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,653
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	429	-	-	-	-	9,872	-	-	-	10,302
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	10,013	-	-	-	-	15,448	-	-	-	26,305
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	210
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,779
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	26,991	76,899	3,006	72,142	31,192	-	132,694	44,084	57,037	-	1,383	32,906	41,714	-	-	1,651,651

(単位：百万円)

資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																	
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
令和8年3月期																	
現金	10,031	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	473,097	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,911	-	-	281	-	-	-	-	-	-	-	-	-	112	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	23,004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	2,925	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	253,684	-	71,074	-	-	-	-	-	-	-	3,865	-	2,004	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	2,103	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	22,476	-	-	-	-	-	4,008	-	-	-	16,496	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	56	-	-	-	-	-	-	-	-	211	27	-	-	-
トラザクター向け	-	-	-	45	-	-	-	-	-	-	-	-	211	-	-	-	-
不動産関連向け	-	0	-	323	12	19,753	-	16,412	-	61	-	77,772	55	-	77,423	-	-
自己居住用不動産等向け	-	0	-	323	12	31	-	-	-	61	-	-	55	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	19,722	-	16,412	-	-	-	77,772	-	-	73,234	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,188	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	479	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	205	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	1,621	1,912	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	510,677	1,912	-	279,958	12	90,828	-	16,412	-	4,069	-	77,983	21,037	-	79,427	-	-

資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																	
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
令和8年3月期																	
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,031
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	473,097
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,316
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,004
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,925
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,001	10	-	-	-	-	0	-	-	-	-	505	-	-	-	-	332,146
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,103
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	2,008	260	2,004	63,419	-	-	107,779	-	-	-	2,650	-	-	-	-	-	221,104
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	7,633	-	-	-	2,650	-	-	-	-	-	10,283
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	1,065	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,360
トラザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	256
不動産関連向け	30,615	73,203	-	-	31,794	-	-	50,156	51,642	-	-	16,992	-	-	-	-	446,219
自己居住用不動産等向け	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	509
賃貸用不動産向け	-	73,203	-	-	-	-	-	50,156	-	-	-	2,239	-	-	-	-	312,741
事業用不動産関連向け	30,590	-	-	-	31,794	-	-	-	51,642	-	-	6,936	-	-	-	-	120,963
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,188
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,816	-	-	-	-	7,816
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	6,166	-	-	-	-	21,347	-	-	-	-	27,997
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	205
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,534
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51,589	-	-	-	51,589
合計	33,625	74,539	2,004	63,419	31,794	-	113,956	50,156	51,642	-	2,650	38,848	51,589	-	-	-	1,596,546

4. 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	適格金融資産担保		保 証	
	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	47,634	42,593	3,934	3,663

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」及び「資産の自己査定基準」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、公的信用保証機関である信用保証協会や高い信用度を持つしんきん保証基金等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)
該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー
該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)
該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー
該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		出資等エクスポージャーのうち時価のあるもの					時価のないもの
		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち評価益	うち評価損	貸借対照表計上額
上 場 株 式	令和7年3月期	11,853	15,341	3,488	3,683	194	-
	令和8年3月期	12,237	19,658	7,420	7,583	163	-
非 上 場 株 式	令和7年3月期	-	-	-	-	-	63
	令和8年3月期	-	-	-	-	-	63
そ の 他	令和7年3月期	44,020	46,300	2,280	3,313	1,032	10,927
	令和8年3月期	54,056	62,743	8,687	9,009	322	11,364
合 計	令和7年3月期	55,873	61,642	5,768	6,996	1,227	10,991
	令和8年3月期	66,293	82,401	16,107	16,593	485	11,428

(注) 「その他」の内訳は、株式投資信託、ETF、REIT、優先出資、その他の証券(投資事業組合への出資金)などが含まれています。

■出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額	売却益	売却損	償却額
出資等エクスポージャー	令和7年3月期	29,694	2,529	3,239	-
	令和8年3月期	15,439	3,645	-	-

出資その他これに類するエクスポージャー又は 株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針及び手続きの概要

出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式等(信金中金優先出資証券を含む)、非上場株式等(その他資産に計上している信金中金出資金を含む)、その他投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VAR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、余資運用会議に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、基本的には債券投資へのヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用を心がけております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式等及びその他投資事業組合への出資に関しては、余資運用会議において個別に検討し、理事会の承認により行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の保有目的区分基準」「有価証券等の保有目的区分要領」、「金融商品会計導入に伴う時価算定に関する規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	6,424	7,163
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク、風評リスク及びその他のオペレーショナル・リスク(法務リスク、人的リスク、有形資産リスク)とし、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらリスクに関しましては、総合リスク管理委員会や各種委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

9. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期
1	上方パラレルシフト	2,157	1,498	2,966	2,846
2	下方パラレルシフト	162	2,162	△2,966	△2,846
3	スティープ化	2,304	3,083		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,304	3,083	2,966	2,846
		ホ		ヘ	
		令和8年3月期		令和7年3月期	
8	自己資本の額	150,203		134,131	

(注) ΔEVEは金利ショックに対する現在価値の減少額（現在価値が減少する場合を正で表示）。

ΔNIIは金利ショックに対する算出基準日（令和8年3月末）から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額。

リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスク(BPV)を月次ベースで計測し、また金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

尚、投資信託以外の金利リスクはすべて通貨JPYであり、ヘッジ等金利リスクの削減手法は取っていません。

○金利リスクの算定方法の概要

〈コア預金〉

流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

…流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

対 象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算出方法：①過去5年間最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高

③現残高の50%相当額

以上3つのうち最小額

コア預金の満期：2.5年一括

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25年

流動性預金に割り当てられた最長金利改定満期：2.5年

〈固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約に関する前提〉

金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

〈複数の通貨の集計方法及びその前提〉

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。

なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

〈スプレッドに関する前提〉

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

〈内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提〉

該当事項はありません。

〈前事業年度末の開示からの変更に関する説明〉

変更事項はありません。

〈計測値の解釈や重要性に関するその他の説明〉

当金庫の重要性テストの結果は1.53%となっています。